

経 済 産 業 省

20181119貿局第1号
輸出注意事項30第27号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年11月30日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年12月1日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

| 改正後 | | | 現行 | | |
|---|--|--|---|--|-----|
| 2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略) | | | 2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略) | | |
| 輸出令別表第2の項 | 輸出令別表第2中解釈を要する語 | 解 釈 | 輸出令別表第2の項 | 輸出令別表第2中解釈を要する語 | 解 釈 |
| 29～35 | (略) | | 29～35 | (略) | |
| 35の3 | 附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質 | (略) | 35の3 | 附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質 | (略) |
| | | (略) | | | (略) |
| 35の3 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化 | (略) | 35の3 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化 | (略) |
| | | ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロ | | | |

| | | | |
|---------------|-----|---|--|
| | 学物質 | ヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法（昭和23年法律第82号） <u>第2条第1項</u> に規定する農薬を含む。 | |
| | | (略) | |
| 35 の 4 ～43 | (略) | | |

| | | | |
|---------------|-----|---|--|
| | 学物質 | ヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法（昭和23年法律第82号） <u>第1条の2第1項</u> に規定する農薬を含む。 | |
| | | (略) | |
| 35 の 4 ～43 | (略) | | |